

1. 上越市議会議員の定数の推移

	法定数 (上限数)	条例定数	備考
昭和 47 年 4 月	36 人	36 人	第 1 回市議会議員選挙
昭和 59 年 4 月		32 人	定数を減少する条例により議員定数を減少
平成 8 年 4 月		30 人	定数を減少する条例を改正 (32 → 30)
平成 15 年 1 月	34 人以下		地方自治法の改正により、定数を減少する条例を廃止し、議員定数条例を改正
平成 17 年 1 月	38 人以下	30 人 (48 人 合併特例定数)	14 市町村で合併
平成 17 年 2 月			各區で増員選挙 (合併特例定数により 18 人の増員選挙を行う)
平成 20 年 4 月			第 10 回市議会議員選挙 任期：平成 20 年 4 月 29 日～24 年 4 月 28 日

- ・法定数(上限数)...地方自治法第 91 条第 2 項に規定された市町村議会の議員定数のこと。
- ・合併特例定数...条例上の議員定数 (30 人) に編入合併した旧町村から選出された議員数 (18 人) を加えた議員定数 (48 人) のこと。

2. 地方自治法による規定

市町村議会の議員定数は、地方自治法により人口規模に応じて上限数が規定され、その範囲内で市町村の条例により定数を定めるとされている。

<p>< 地方自治法 (抜粋) > 第 91 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。 (1)～(6) 略 (7)人口 10 万以上 20 万未満の市 34 人 (8)人口 20 万以上 30 万未満の市 38 人以下 略</p>

3. 上越市議会議員定数に関する検討委員会の経過

委員会は、議長から「議員定数のあり方について」の諮問を受け、平成 21 年 3 月頃を目処に、その検討結果を議長に答申する予定。

< 経過 >

	日 時	議 題		日 時	議 題
第 1 回	平成 20 年 6 月 27 日	議長より諮問 1. 正副委員長選任 2. 検討方法等	第 7 回	11 月 28 日	1. 議員定数 2. 選挙方法 3. 今後のスケジュール
第 2 回	7 月 23 日	1. 検討方法等	第 8 回	12 月 5 日	1. 市民への説明方法
第 3 回	8 月 29 日	1. 検討方法等	第 9 回	12 月 12 日	1. 市民説明会の日程及び会場 2. 市民説明会の配布資料
第 4 回	9 月 30 日	1. 議員定数	第 10 回	12 月 22 日	1. 市民説明会の日程及び会場 2. 市民説明会の配布資料
第 5 回	10 月 14 日	1. 議員定数	第 11 回	平成 21 年 1 月 21 日	1. アンケートについて
第 6 回	10 月 31 日	1. 議員定数 2. 市民への説明方法 3. 選挙方法			